

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年6月4日

山形市監査委員 玉田 芳和  
同 村山 秀幸  
同 菊地 健太郎  
同 武田 聡

### 記

#### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 上下水道部業務課、水道建設課、浄化センター  
教育委員会西部公民館、江南公民館
- (2) 監査の期間 令和3年4月12日から令和3年6月2日まで
- (3) 監査の範囲 令和2年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査委員の関与

渡辺元前監査委員及び中野信吾前監査委員は令和3年5月19日までの監査に関与した。

- (5) 監査の結果

部課等名	監査の結果
上下水道部 業務課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 予算の執行事務において、支出負担行為何書に決裁権者の押印がないものがあった。 ・ 上下水道料金口座振替手数料 (9/15～2/26分)
上下水道部 水道建設課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 浄化センター	指摘する事項はなかった。
教育委員会 西部公民館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 江南公民館	指摘する事項はなかった。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会社会教育青少年課

(2) 監 査 の 期 間 令和3年4月20日から令和3年6月2日まで

(3) 監 査 の 範 囲

西部公民館及び江南公民館に係る令和2年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査委員の関与

渡辺元前監査委員及び中野信吾前監査委員は令和3年5月19日までの監査に関与した。

(5) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。